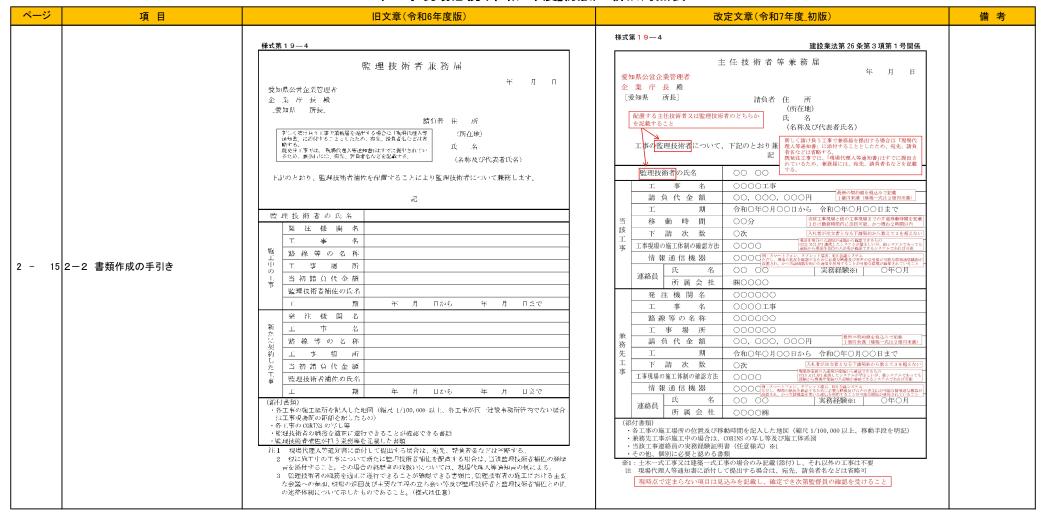
ページ	項 目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度_初版)	備考
0	表紙	令和6年度版	令和7年度 令和7年4月25日 ₋ 初版発行	
1 - 9	1-4 工事等の施行	(1) 施行手順 (2) (落札者) (落札者) (落札者) (落札者) (落札者) (落札者) (落札者) (落札者) (落札者) (落札者) (落札者) (茶札者) (茶札者) (茶札者) (茶札者) (茶札者) (茶人名) ((1) 施行手順 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	完成·完了
2 - 2		(1) 施行手順 II 工事着手まで ③-1 配置技術者の把握 Check! ・技術者は必要か←建設業法外の工事であれば、技術者は不要(建設業法第2条 1) ・技術者に専任制が求められるか←請負金額4,000万円以上で現場に専任(建設業法第26条) ・監理技術者が必要か←下請総額4,500万円以上で必要。資格等詳しくは監理技術者制度運用マニュアル(第6章6-1)へ	(1) 施行手順 II 工事着手まで ③-1 配置技術者の把握 Check! ・技術者は必要か←建設業法外の工事であれば、技術者は不要(建設業法第2条 1) ・技術者に専任制が求められるか←請負金額4,500万円以上で現場に専任(建設業法第26条) ・監理技術者が必要か←下請総額5,000万円以上で必要。資格等詳しくは監理技術者制度運用マニュアル(第6章6-1)へ	
2 - 3	2-1 監督の流れ	(1)施行手順 I 工事着手まで ③-3 兼務届・工程表の確認・「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」のうち、運用の2による双方が建設局・都市・交通局発注工事の場合以外で、現場代理人等が兼務する場合や専任の主任技術者が他工事と兼務する場合は、現場代理人等通知書」に兼務届及び工程表の添付が必要。また、監理技術者が監理技術者補佐を配置し兼務する場合は、兼務届の添付が必要。(p. 2-12~15)	(1) 施行手順 II 工事着手まで ③ - 3 兼務届・工程表の確認 ・「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」のうち、運用の2による双方が建設局・都市・交通局発注工事の場合以外で、現場代理人等が兼務する場合や専任の主任技術者及び監理技術者が他工事と兼務する場合は、「現場代理人等通知書」に兼務届及び工程表の添付が必要。また、監理技術者が監理技術者補佐を配置し兼務する場合も、兼務届の添付が必要。(p. 2-12~15)	
2 - 4	2-1 監督の流れ	(1)施行手順 II 工事着手まで ⑦施工計画書の受理	(1) 施行手順 II 工事着手まで ⑦施工計画書の受理(<mark>承諾</mark>)	
2 - 5	2-1 監督の流れ	(1) 施行手順 Ⅲ 工事施工中 ②立会、段階確認、施工状況把握 Check! ・工事は重点監督の対象工事か。(標準仕様書第1編1-1-22) ・段階確認、施工状況は、工事完了後、記載内容を確認の上で報告書に押印、または署名。	(1) 施行手順 Ⅲ 工事施工中 ②立会、段階確認、施工状況把握 Check! ・工事は重点監督の対象工事か。(標準仕様書第1編1-1-22) ・段階確認、施工状況は、工事完成後、記載内容を確認の上で報告書に押印、または署名。	
2 - 7	2-1 監督の流れ	(1) 施行手順 Ⅲ 工事施工中 ①事故等に対する措置 ・事故等が発生した時は、速やかに状況を把握する。(標準仕様書第1編1-1-36)	(1) 施行手順 Ⅲ 工事施工中 ①事故等に対する措置 ・事故等が発生した時は、直ちに状況を把握する。(標準仕様書第1編1-1-36)	

ページ	項目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度,初版)	備考
2 - 4	3 2-1 監督の流れ	(1)施行手順 IV 工事完了まで ①契約の履行に係る対応及び報告 工期延長請求書等(発注者から発議する場合と請負者から発議する場合がある。詳 しくは第1章1-3(5) 工期変更p. 1-8へ) ②完了の報告 ・工事完了時までに提出の必要な工事関係書類を確認して、検査に必要な工事関係 書類を整備する。(第4章p. 4-1へ) ・工事の完了を報告する。 23. 完了通知等(p. 2-107へ)	(1)施行手順 IV 工事完了まで ①契約の履行に係る対応及び報告 工期延長請求書等(発注者から発議する場合と請負者から発議する場合がある。詳 しくは第1章1-3(5) 工期変更p. 1-8へ) ②完了の報告 ・工事完成時までに提出の必要な工事関係書類を確認して、検査に必要な工事関係 書類を整備する。(第4章p. 4-1へ) ・工事の完了を報告する。 23. 完了通知等(p. 2-107へ)	
2 - 1	2-1 監督の流れ	章 6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)へ (4)恒常的な雇用関係を示す書類等が添付されているか? →具体的にどのような書類かは、第6章6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)へ (5)現場代理人同士、又は現場代理人と現場責任者の兼務をする場合、条件を満たしているかどうか検討する。(同一建設事務所管内、請負代金額の制約等)(標準仕様書第1編1-1-51) →詳しくは第6章6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱いへ※稼働中の工事現場にあって、契約変更により請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)となる場合は、新たな現場代理人を配置すること。ただし、工事現場が完成し、完了検査を残すのみの場合は、契約変更による現場代理人変更の必要はない。	1. 現場代理人等通知書(様式第23) (3)監理技術者が必要な工事か? →下請負金額の総額が5,000万円を超える場合は、監理技術者が必要となる。第6章 6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)へ (4)恒常的な雇用関係を示す書類等が添付されているか? →具体的にどのような書類かは、第6章6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)へ (5)現場代理人同士、又は現場代理人と現場責任者の兼務をする場合、条件を満たしているかどうか検討する。(同一建設事務所管内、請負代金額の制約等)(標準仕様書第1編1-1-51) →詳しくは第6章6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱いへ※稼働中の工事現場にあって、契約変更により請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)となる場合は、新たな現場代理人を配置すること。ただし、工事現場が完成し、完了検査を残すのみの場合は、契約変更による現場代理人変更の必要はない。 (9)兼務届の提出方法は、新たに契約する工事では現場代理人等通知書に兼務届(様式第23-2~6)及び該当工事の関連性が把握できる工程表(様式第21)を添付。また、既発注工事においては、請負者名等記載のある兼務届(様式第23-2~6)に該当工事の関連性が把握できる工程表(様式第21)を添付。 → 記載例はp.2-12~17へ	

プログログログ 項 目 旧文章(令和6年度版) 旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度_初版)	備考
株式第19—2 株式第 19 —2		
現場である。 現場である。 現場では、	現場代理人兼務届 年月日 諸負者 住 所 (所在地) 5こととしたため、無先、論母 理人等適如為は中でに提出され、死、請負者合之どを記載 氏 名 (名称及び代表者氏名) いたついて、下記のとおり兼務します。 記 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	

検式第19-3 建設業法施行令第27条第2項関係 主任技術者兼務届 主任技術者兼務届 主任技術者兼務届 年月日 受知県公営企業管理者企業庁長殿 受知県 所長。	ページ 項 目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度_初版)	備考
2 - 13 2-2 書類作成の手引き		主任技術者 液 務 届	様式第19-3 建設業法施行令第27条第2項関係	Viet 173



ページ	項目	旧文章(令和6年度版)		改定文	章(令和7年度_初版)	備考
			愛知男企業	19-5 監理 集公營企業管理者 養 庁 長 殿 10県 所長]	建設業法第 26 条第 3 項第 2 号関係 技術者兼務届 年月日 請負者住所 (所在地)	
			当該工	正事の監理技術者について、下記 監理技術者の氏名 エ 事 名 請 負 代 金 額 監理技術者補佐の氏名	氏 名 (名称及び代表者氏名) 前し、請け合う工事で兼務届を提出する場合は「現場代理人を通知書」に紹付することとしたため、発生、請負額を経過工事では、「現場代理人を通知書」は不可もの。 これているため、兼務届には、現生、請負者名などを記載する。	
2 - 16	2一2 書類作成の手引き	新規追加	事	・生年月日 (年齢) 法令による資格・免許等 発 注 機 関 名	平成〇〇年0月00日 (〇〇歳) 000000000 000000	
				エ 事 名路線等の名称	00000	
			兼務	工事場所	000000	
			先 工	請負代金額	ОО, ООО, ОООЯ	
			事	工期	令和○年○月○○日から 令和○年○月○○日まで	
				監理技術者補佐の氏名	00 00	
				法令による資格・免許等	0000000000	
			・各 は ・兼 ・そ	入した当該工事監理技術者補佐の有 工事の施工場所を記入した地図(縮 工事現場間の距離を記したもの) 務先工事が施工中の場合は、CORINS の他、個別に必要と認める書類	尺 1/100,000 以上、各工事が同一建設事務所管内でない場合	

ページ	項目	旧文章(令和6年度版)		改定文章(令和7年度_初版)								
2 - 17	2-2 書類作成の手引き	新規追加	" 登全 " () " ()	業 県 産産	常企業管理者 長長 展 長長 展長 5 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	財務者の いて、下記のとおり。 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	新しく請知会の理論とは 関係を対しているため、無理 者をとは省略がよい。 に関係に対しているため、無理 者をといるため、無理 者をといるため、無理 を (名称及び代) 特定営業所技術者 記 営業所技術者 というの言葉により、 「日から 令和 「日から 令和 「日から 令和 「日から では、 「日から では、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「	まで兼務の記させる。	製所技術者の 「お顔を促込みで記載・ ・ 演(戦争・大江と復円未満) 〇日まで 帰まての片道移動物園を記載・ ・ たっ数は20時間以内 「契約から数えて3を超えない」 「できるもの。 「できるものではいいませんだが、 「のできるもながないないはいいませんだが、「ここと 「なっないないないはいいません。」 「中〇月 ・ 本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。「本来のできる。」 「中〇月 ・ 本来のできる。「本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。「本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。「本来のできる。」 ・ 本来のできる。「本来のできる。「本来			
2 - 18	2-2 書類作成の手引き	2. コリンズ登録 注意事項 (2)請負者は工事の受注、変更、完成、訂正時に登録。なお、登録内容の変更時とは、工期、現場代理人及び監理技術者等の変更を指す。ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円 未満及び建設工事の対象となる請負代金額が500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に請負代金額が変更となった場合は、変更時登録する。	は、工事 に 伴う請り 円 未満及	項 項 諸はご 期、現り 負代金 び建設	エ事の受注、 場代理人及び 額が4,500万 设工事の対象	監理技術者等 円未満から4,50 となる請負代金	の変更を指す。 00万円以上、4 額が500万円	。ただし。 , <mark>500万</mark> 円 未満から	録内容の変更時と、技術者の専任制 、技術者の専任制 円以上から4,500万 ら500万円以上、500 は、変更時登録す			

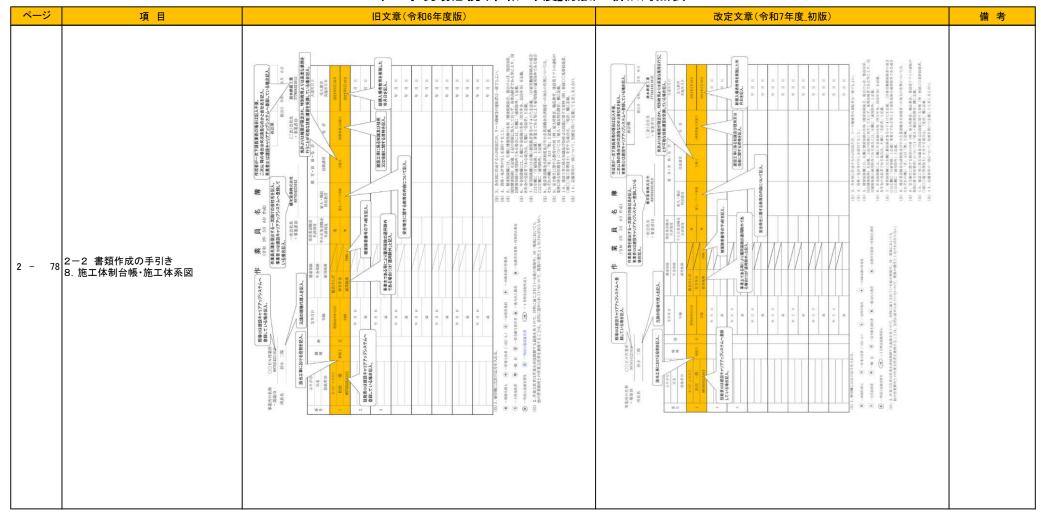
ページ	項 目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度_初版)	備考
	2-2 書類作成の手引き	1	第 角 代 金 内 訳 書 *** 月 日 *****************************	

ページ	項 目		IΒ	文章(令和	16年度版)				備考						
			表 7-	1 施工計画	書の記載内容	¥				表 7-1	1 施工計画	前書の記載内容	卒		
				工事等の区分と	と記載項目 %	•				-	L事等の区分	と記載項目 %	*		
		項日	万円以上) もしくは単 保全工事等		. 緊急維持修 緒工事 注2)	摘 要 緊急維持修 結工事 注2)		項目	一般建設工事 (当初請負代 金額が 4,500 万円以上)	コが明月1	未満の工事 保全工事等	緊急維持修	摘 要		
		(1) 実施工程表	0	価契約工事	*2 -	_		(1)	実施工程表	0	0	*2	繕工事 注2		
		(2) 現場組織表	0	_	_	_		(2)	現場組織表	0	_	_	_		
		(3) 安全管理	0	0	0	0		(3)	,	0	0	0	0		
		指定機械及で 主要機械(組 舶)		_	_	-		(4)	指定機械及び 主要機械(船 舶)	0	_	_	_		
		(5) 主要資材	0	_	_	_		(5)	主要資材	0	_	_	_		
		施工方法 (主要機械、 設備計画、エー 用地等を含む。	i U	注 1)	_	_	主要な上種について、作 業フロー図を記載する とともに、図面等を活用 して簡潔に記述する。	(6)	施工方法 (主要機械、仮 設備計画、工事 用地等を含む)	0	— 往1)	_	_	主要な工種について、作業フロー図を記載する とともに、図面等を活用 して簡潔に記述する。	
		(7) 施工管理計画	0	_	_	_		(7)	施工管理計画	0	_	_	_		
45		8) 緊急時の体制	0	0	0	0		(8)	緊急時の体制 及び対応	0	0	0	0		
2 - 45	2-2 書類作成の手引き	及び対応 (9) 交通管理	0	0	0	0		(9)	交通管理	0	0	0	0		
		(10) 環境対策	0	_	_	_		(10)	環境対策	0	_	_	_		
		(11) 現場作業環境 の整備	0	_	_	_	現場環境改善について、 対象工事の場合に記載 する。	(11)	現場作業環境 の整備	0	_	_	_	現場環境改善について、 対象工事の場合に記載 する。	
		再生資源の利用の促進と残 設副産物の連 正処理方法	<u>t</u>	0	0	_		(12)	再生資源の利 用の促進と建 設副産物の適 正処理方法	0	0	0	_		
		(13) 法定休日・所知 休日 (週休二日 の導入)		〇 注 3)	_	_	対象工事の場合に記載 する。	(13)	法定休日・所定 休日 (週休二日 の導入)	0	0	_	_	対象工事の場合に記載する。	
		(14) その他	0	0	0	_		(14)	その他	0	0	0	_		
		「一」の項目:設計 ※ 2 「保全工事等」 注 1) つり足場を使用 注 2) 緊急維持修繕工 した施工計画書を	「○」の項目:記載する 一」の項目:記載する 一」の項目:設計図書に記載相示のある場合を除き、記載を省略する。 2 「保全工事等」とは管理地保全のための構木専定や草刈り等の役務を提供する工事をいう。 1 つり足場を使用する上事においては、請負代金額に関わらず(⑥施工方法を記載する。 2 緊急維持修繕工事について、協定を締結している業者は一般事項として、(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を年度当初に担当者へ提出する。 3) 単価契約工事は除く。						「○」の項目:記計 」の項目:設計図 2 「保全工事等」 つり足場を使用す また、必要に応し 緊急維持修繕工事 した施工計画書をも	替に記載指示の <i>を</i> とは管理地保全の る工事において のて(ウ)監督員に について、協定	のための樹木 は、請負代金 よる段階確認 を締結してい	剪定や草刈り等 金額に関わらず 以等について記 る業者は一般可	の役務を提供。 (6)施工方法を 載する。		
2 - 61	2-2 書類作成の手引き 7-2 施工計画書の作成例	a) 段階確認 備考) 6 工事完了後、記事		a)段》 備考) 6 工事											
2 - 62	2-2 書類作成の手引き 7-2 施工計画書の作成例	b)施工状況把握報 備考) 5 工事完了後、記事		のうえで、鸗	監督員は記	名を行う。		b)施工状況把握報告 備考) 5 工事 <mark>完成後、記事内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。</mark>							

ページ	項 目				IE	文章(令	和6年度版)									改定	定文章(令	合和7年度_初	版)				備考			
		(ウ) 品質管 〈作成例〉	理			品質等	理一覧表					(ウ) (作)品質管 作成例〉	理			品質管	理一覧表								
					1	DD PC EL	生鬼权		試驗回数等		摘要															
		工桶			 談 験 方 法	規格 値	試験時期・頻度		試験回数	18 10×10 40	(公的機					試験方法	规格值	3C 颗0 片期 · 新拉		試驗可数	試驗或績	(公的機 関等での				
				54:50	JIS A 1210	-	当初及び土質の変化 した時		10				河川土工		28 60		-	当初及び土質の変化 した時	-0.00 (Contraction)	1401						
			施工	現場密度の測定	RI計器を用 いた盛士の 締固め管理 要値(案)	1管理単位の現 場乾燥密度の 平均値が最大 乾燥密度の90% 以上	順積 0~ 500~ (m) 500 1000 間定 点数 5 10	1000~ 2000 15	1日の1期あた りの施工面積に 切して、た表の 単定点数とする					施工	現場密度の測定	36(94, 7)45.7	1管理単位の現場乾燥密度の 平均値が最大 乾燥密度の92% 以上	前相 0~ 500~ (nD 500 1000 制定 5 10	1000~ 2000 15	1日の1号あた りの施工網替に 応じて、起表の 施定点数とする						
		ンクリート 24-8-25BB	11-2-11-11	アルカリ骨 材反応対策	「アルカリ骨 材反応抑制 対策につい	同左	-	250m ³	-	0			セメント・コ ンクリート 24-8-25BB (21-8-25BB)		リカ反応抑		间左	-	250m ³	-	0					
		(21-8-25BB)		塩化物総量 規制	「コンクリートの耐久性 向上」	0.3kg/m ³ 以下	午前1回、午後1回 午前の試験結果が塩化物組織 の規制値の1/2以下の場合は、 午後の試験を名称する		試験基準に よる					ME T.	规制	トの耐久性向上」		午前1回、午後1回 午前の試験結果が塩化物能量 の規制値の1/2以下の場合は、 午後の試験を省略する		試験基準による						
				スランプ試 験	JIS A 1101	±2.5cm	供試体採取毎に1回		5[0]						缺	JIS A 1101		供試体採取毎に1回		5101						
	5 2-2 書類作成の手引き 7-2 施工計画書の作成例			空気量測定	JIS A 1116, 1118,1128	±1.5%	供試体採取毎に1回		5101								JIS A 1116, 1118,1128		供試体採取毎に1回		5[0]					
2 - 65				圧縮強度試製 (a 7, a 28)	JIS A 1108	は呼び強度の 85%以上、3回 の平均値は呼	日当たり打設量が50 m ² 未満。打設量累計 50m ² ごとに1回		5[0]		σ28 5回 は公的機 関等で試 験				圧縮強度試験 (σ7、σ28)		は呼び強度の	日当たり打設量が50 m ¹ 未満。打設量累計 50m ² ごとに1回		5[0]		σ 28 5回 は公的機 関等で試 験				
		下層路線 RC-40 T=20cm	材料	修正CBR試験	納装調査・ 試験法便覧 E001 [4] -5		小规模工事:施工前	1,500 m²	_	0			F MERSE RC-40 T=20cm	材料	修正CBR試験	締装調査・ 試験法便覧 E001 [4] - 68	修正CBR30以上	小規模工事:施工前	1, 500 m	-	0					
					JIS A 1102					0					骨材のふる い分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	-		-	0					
				い分け試験 土の液性限 界・塑性服界	JIS A 1205	表2参照 塑性指数PI:6			_	0									界·塑性限界		塑性指数P1:6 以下	_		_	0	
			施工	試験	施装調査・ 試験法便覧 6021 [4] -	の93%以上	- 1000㎡につき1回(3 報)		2回 (1回3個)	U			施工	試験 現場密度の 測定	維抜調査・ 試験法便覧 G021 [4] - 256	の93%以上	3000mi以下につき1 回 (3個)		2回 (1回3個)							
		73.776+新装 再生密松 s T=5cm			191 施装調査・ 試験法便覧	基準密度の94%	1000㎡につき1個(1 工事当り3個以上)	1, 500 m	360		事前審査制度の認		アスファルト舗装 再生密料A s T=5 cm			舗装調査・ 試験法便覧		3000m設下につき1 個(1工事当り3個以 上)	1, 500 nf	3 (14)		事前審査 制度の認 定混合物				
				温度測定 (初期締固め 前)	91 温度計によ	110°CEL E	DENS		1日4回 (午前·午 後各2回)		定混合物				前)	温度計による	110°CEL E	施事		1日4回 (午前·午 後各2回)						
				外親検査 (混合物)	日视	2	随時		18 1F 2007						外観検査 (混合物)	目視	-	随事		_						
				200000000000000000000000000000000000000				30000000		30070000				******	000000		***************************************		*********	********	244347444	*********				
			******	(343,404,404)				81.000	201.00	3m3m3m																

ページ	項 目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度.初版)	備考
2 - 76	2-2 書類作成の手引き 8. 施工体制台帳・施工体系図	Column C		





ページ	項目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度_初版)	備考
2 - 91	2-2 書類作成の手引き 11. 材料確認	(イ) (ア)以外の材料 (2) 工事材料の品質を証明する資料(試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の 品質規格証明書)及び、設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試 験結果を、監督員または検査員から請求があった場合、請負者は提示する。これら の書類は、工事完了時に提出する。	(イ) (ア)以外の材料 (2) 工事材料の品質を証明する資料(試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の 品質規格証明書)及び、設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試 験結果を、監督員または検査員から請求があった場合、請負者は提示する。これら の書類は、工事完成時に提出する。	
		図 11-1 書類のやりとり	図 11-1 書類のやりとり	
2 - 92	2-2 書類作成の手引き 11. 材料確認	現	現 東前に 第1項 工事材料の品質規格に関する資料(製品がかり) 受理 版 版出 版	
2 - 95	2-2 書類作成の手引き 11. 材料確認	材料確認書 備考) 3 工事完了後、記載内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。	材料確認書 備考) 3 工事 <mark>完成後、記載内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。</mark>	
2 - 96	2-2 書類作成の手引き 11. 材料確認	現 施工計画書に添付 (種別、細別、施工予定時期等) 監 場 庭場による段階確認 実施日を通知の うえ段階確認 (根上による段階確認 施工管理記録を提示 り入段階確認報告書) 個本による段階確認 (長路確認報告書) 人 財産確認報告書を保管 記載内容確認し、記名 記載内容確認し、記名 等 日日 (日日 日日	現 施工計画書 [段階確認報告書] [段階確認報告書] 監 監 機に添付 (種別、細別、施工予定時期等) 監 機による段階確認 実施日を通知の うえ段階確認	

ページ	項 目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度_初版)	備考
2 - 97	2-2 書類作成の手引き 12. 段階確認報告書、施工状況把握報 告書	段階確認報告書 備考) 6 工事完了後、記事内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。	段階確認報告書 備考) 6 工事完成後、記事内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。	
2 - 98	2-2 書類作成の手引き 12. 段階確認報告書、施工状況把握報 告書	施工状況把握報告書 備考) 5 工事完了後、記事内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。	施工状況把握報告書 備考) 5 工事完成後、記事内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。	
2 - 99	2-2 書類作成の手引き 14. 履行報告		注意事項 (1) 請負者は、前月までの履行状況を、実施工程表により毎月5日までに報告する。 (2) 報告は、工事着手の月から工事完成月の前月まで(例:3月20日工期の場合、2月末日までの実施工程表を3月5日までに報告するものが最終)	
2 - 100	2-2 書類作成の手引き 15. 支給品・ 発生品	15-2. 支給品精算書 (1) 請負者から発注者へ提出 (2) 標準仕様書第1編1-1-19 (3) 工事完了時に提出。(工事完了前に支給品の精算が可能である場合は、その時点) 15-3. 現場発生品届(現場発生品調書)	15-2. 支給品精算書 (1) 請負者から発注者へ提出 (2) 標準仕様書第1編1-1-19 (3) 工事完成時に提出。(工事完成前に支給品の精算が可能である場合は、その時点) 15-3. 現場発生品調書	
2 - 101	2-2 書類作成の手引き 16. 事故報告	16-2. 事故速報 (3) 請負者からの事故報告を受け次第、速やかに提出する。	16-2. 事故速報 (3) 請負者からの事故報告を受け次第、直ちに提出する。	
2 - 105	2-2 書類作成の手引き 18. 安全管理 書類	工事中の安全確保は大変重要であるため、施工計画書に記載するとともに関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録したものが安全管理書類となる。	工事中の安全確保は大変重要であるため、施工計画書に記載するとともに最新の 関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録した ものが安全管理書類となる。	
2 - 106	2-2 書類作成の手引き 20. 工事記録	工事記録は具体的な作業内容について、日報等(任意様式)で記録すること。なお、 監督員から請求があった場合には、直ちに提示すること。	工事記録は具体的な作業内容について、日報等(任意様式)で記録すること。なお、 監督員から請求があった場合には、速やかに提示すること。	
2 - 106	2-2 書類作成の手引き 21. 交通誘導警備員の配置実績報告	交通誘導警備員の配置実績の報告を工事完了時に提出する。	交通誘導警備員の配置実績の報告を工事完成時に提出する。なお、実績を証明する伝票等については、監督員から請求があった場合には、速やかに提示すること。	

ページ	項目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度_初版)	備考
2 - 10	7 2-2 書類作成の手引き 22. 大気汚染防止法	((新食者) 中 中 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日	

ページ	項目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度_初版)	備考
	3-1 施工管理	(2) 出来形管理 (イ) 出来形成果表及び出来形図	(2) 出来形管理 (イ) 出来形成果表及び出来形図	
3 - 2		により作成する。 出来形図は、設計図面に設計値と対比し出来形を朱書きすることを原則とする。基	出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来 形管理図表)は施工管理基準に基づき、第5章5-4出来形・品質管理関係様式等 により作成する。 出来形図は、設計図面に設計値と対比し出来形を朱書きすることを原則とする。基 準高さのあるものは、平面図に全景及び高さの数字がわかる写真が添付されてい ること。	
		出来形成果表及び出来形図は、工事等の施工中に監督員の請求により提示するとともに、工事完了時に提出する。なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目についての出来形成果表の作成を省略することができる。	出来形成果表及び出来形図は、工事等の施工中に監督員の請求により提示するとともに、工事完成時に提出する。なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目についての出来形成果表の作成を省略することができる。	
3 - 5	3-1	(3) 品質管理 (ウ) 品質管理資料 品質管理資料(測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表) は、施工管理基準に基づき、第5章5-4出来形・品質管理関係様式等により作成 する。測定数が15点未満の場合は、測定結果総括表、品質管理図表及び度数表 の作成は不要。 品質管理図表は、工事等の施工中に監督員の請求により提示するとともに、工事 完了時に提出する。	(3) 品質管理 (ウ) 品質管理資料 品質管理資料(測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表) は、施工管理基準に基づき、第5章5-4出来形・品質管理関係様式等により作成 する。測定数が15点未満の場合は、測定結果総括表、品質管理図表及び度数表 の作成は不要。 品質管理図表は、工事等の施工中に監督員の請求により提示するとともに、工事 完成時に提出する。	
		(4) 写真管理 (ウ) 電子媒体による工事写真の提出 工事写真は電子媒体で提出するものとし、愛知県電子納品運用ガイドライン(案) (土木編)及び愛知県デジタル写真管理情報基準(案)によるものとする。	(4) 写真管理 (ウ) 電子媒体による工事写真の提出 工事写真は電子媒体で提出するものとし、愛知県電子納品運用ガイドライン及び愛知県デジタル写真管理情報基準(案)によるものとする。	
3 - 7	3-1		(エ) その他標準仕様書 第7編 第13章 道路維持における道路維持補修工事等の指示票による工事、または監督員の指示による場合は、工事写真は電子媒体に代えて工事写真帳で提出することができるものとする。 工事写真帳で提出する工事写真の提出部数及び形式は、次によるものとする。 (a) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。 (b) 工事写真帳はA4版の下図を標準とし、工事完成時に1部提出する。	
		(5)出来形・品質管理関係様式の記載例 出来形成果総括表	(5)出来形・品質管理関係様式の記載例 出来形成果総括表	
3 - 9	3-1 施工管理	注) 設計書の内訳に単位・数量が1式として計上されている工種についても、設計図 等をもとに具体的な設計値を記載する。	注)設計書の内訳に単位・数量が1式として計上されている工種についても、設計図等をもとに具体的な設計値を記載する。 原則、工事目的物の出来形を計測しているものを記載すること。 したがって、土工(作業土工含む)、任意仮設、間接工事費(技術管理費、役務費等)については、記載を不要とする。 ただし、指定仮設(締切工、交通誘導警備員等)、取壊し工(処理量)、建設発生土 (処理量)については、適正処理の確認等のため、記載すること。 なお、土工のみ、取壊し工のみ等の工事のように、その工種が工事目的物となる場合は、記載内容を監督員と協議すること。	

,	ページ	項 目	旧文章(令和6年度版)	改定文章(令和7年度_初版)	備考
			3 一 般 的 留 意 事 項 (1) 事務手続き	3 一般的 留意 事 項 (1)事務手続き	
4 -			① 部分完了、部分使用の手続きがなされているか。 完了検査の前に部分供用又は部分使用する場合、契約書及び「建設工事施行に 関する事務取扱要領」に基づき、所定の手続きを行うこと。	① 部分完了、部分使用の手続きがなされているか。 完了検査の前に部分供用又は部分使用する場合、契約書及び <mark>愛知県企業庁工事監督要領「別記「監督業務の内容」」</mark> に基づき、所定の手続きを行うこと。	
	- 4	4-5 3 一般的留意事項	例1:仮設迂回路の供用開始 例2:切土法面完了後の別途発注法枠工 例3:道路路盤工完了後の別途発注舗装工 例4:橋梁下部工完了後の別途発注析架設工	例1:仮設迂回路の供用開始 例2:切土法面 <mark>完成</mark> 後の別途発注法枠工 例3:道路路盤工 <mark>完成</mark> 後の別途発注舗装工 例4:橋梁下部工 <mark>完成</mark> 後の別途発注補装工	
			② 供用開始の前に完了検査を受けているか。 開通式等が予定されている場合は、事前に検査担当と完了検査の日程を調整すること。	② 供用開始の前に完了検査を受けているか。開通式等が予定されている場合は、事前に検査担当と完了検査の日程を調整すること。	
			③ 工事完了時までに提出書類は全て提出されているか。	③ 工事完成時までに提出書類は全て提出されているか。	
4 -			(2) 設計図書 ① 現場条件等に設計図書が適合しているか。	(2) 設計図書 ① 現場条件等に設計図書が適合しているか。	
	- 4	4-5 3 一般的留意事項	また、工事完了が翌年度以降となる場合は、4月の定期異動による各監督員の引継ぎ及び変更を適切に行うこと。	また、工事完成が翌年度以降となる場合は、4月の定期異動による各監督員の引継ぎ及び変更を適切に行うこと。	
4 -			(3) 施工管理	(3)検査に関する留意事項	
	- 5	4-5 3 一般的留意事項	③ 工事目的物の品質は確保されているか。 また、工事目的物の品質について工事完了後の観察が必要な場合は、請負者は 現況調査資料を提出すること。	③ 工事目的物の品質は確保されているか。 また、工事目的物の品質について工事完成後の観察が必要な場合は、請負者は 現況調査資料を提出すること。	